

## 第3章

### 東アジア統合と海外直接投資

田中清泰

**要約：**

本章は、東アジア経済統合と海外直接投資の関係について議論する。始めに、東アジアにおける海外直接投資パターンを分析して、日系企業は東アジアの新興国で海外生産を急速に拡大している実態を明らかにする。直接投資の増加に合わせて東アジアでは二国間投資協定が増えており、また、自由貿易協定の投資章や多国間投資協定も大きな進展を見せている。そして、東アジア統合によって直接投資がなぜ増えるのか、水平型・垂直型の直接投資の経済理論を紹介した上で理論的な説明を行う。最後に、経済統合が直接投資に与えた影響を分析した実証研究を紹介する。

**キーワード：**

東アジア、海外直接投資、多国籍企業、投資協定

## 1. はじめに

近年、情報通信技術の目覚ましい発展や国際的な輸送費用の大幅な低下によって、国境を超えて国際的な生産・販売活動を行う企業が増えている。世界全体で海外直接投資は GDP や国際貿易よりも早いペースで増加しており、企業活動の国際化によって経済のグローバリゼーションが加速度的に進展していると言える。また直接投資の増加とともに、海外市場における外資規制や現地政府の不透明な政策といった投資環境の問題が重要になりつつある。企業活動の国際化は経済統合の深化・拡大にとって重要な要因であり、さらなる統合深化には直接投資に対する障壁の削減・撤廃が不可欠である。

直接投資の増加を背景として、投資ルールの整備を目的とした政府間の取り組みも活発になっている。例えば、二国間投資協定の締結は世界的に増えており、また、地域全体の投資環境向上を目指した多国間投資協定も結ばれている。東アジアでは ASEAN 包括的投資協定が 2009 年 2 月に ASEAN 首脳会議で署名され、参加国における域内投資に対する自由度と保護を向上させることで、さらなる経済統合の拡大を目指している。

本章の目的は、東アジアにおける経済統合と海外直接投資の関係を明らかにすることである。第 2 節では、東アジアにおける海外直接投資の傾向を地域別に分析して、世界的な視点から東アジアの特徴を描写する。そして、日本企業の活動に焦点を当てて、東アジアにおける日本企業の海外現地法人の活動を分析する。また、東アジアでは直接投資の増加とともに制度変化も活発で、東アジアにおける国際的な投資ルールを概観する。

第 3 節では東アジアで増大する直接投資の要因を分析するために、直接投資の経済理論について簡単にロジックを説明する。経済理論の枠組みで、経済統合の深化・拡大は直接投資にどのような影響を与えるのか、議論していく。第 4 節では直接投資によって統合する市場にどのような影響を与えるのか、を分析する。最後に、直接投資に関する政策的課題について議論する。

## 2. 東アジアにおける海外直接投資と投資ルール

本節では、はじめに直接投資の統計を使って東アジアにおける海外直接投資の傾向を分析する。次に、直接投資の制度を議論するために、東アジアにおける二カ国間投資協定、多国間投資ルール、FTA の投資章について説明する。

### 2.1 海外直接投資の地域別傾向

東アジアにおける海外直接投資はどのような特徴があるのだろうか？この疑問に答えるために、対外・対内直接投資のデータを地域別に比較していく。この分析に用いるデータは国連貿易開発会議（UNCTAD）の FDI データベースを活用する。<sup>1</sup> 各国別に対外・対内直接投資フローとストックのデータが整備されており、データが利用できる国

---

<sup>1</sup> データ出所：<http://unctadstat.unctad.org/ReportFolders/reportFolders.aspx>

数も多く、また、データが利用できる年度も長い。直接投資フローのデータは景気変動などによって大きく増減するため、分析には直接投資ストックのデータを用いた。また、直接投資残高の現在価値評価という難しい問題を回避するために、直接投資ストックの地域別シェアに焦点を当てた。なお、直接投資の対象となる産業は製造業も非製造業も含まれている。

図1は、1980年から2008年における対外直接投資ストックの地域別シェアを、東アジア、南アジア、北アメリカ、南アメリカ、西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、アフリカに分けて示している。<sup>2</sup> 東アジアは1980年以降から2008年までにかけて約15-20パーセントのシェアで安定的に推移してきている。東アジアの対外直接投資ストックは、北アメリカと西ヨーロッパについて第三番目に大きく、対外直接投資の母国として世界的にも重要な地域であることが分かる。他の地域を見てみると、1980年代は北アメリカの対外直接投資ストックの地域別シェアがもっとも高かった。しかし、1990年代に入ると北アメリカの地域別シェアは段々と下降して、西ヨーロッパの地域別シェアと近い水準になった。そして、2000年代になると西ヨーロッパが逆転してもっとも重要な地域となり、その後も地域別シェアが上昇傾向を示しているのは興味深い点である。最後に、その他の地域は10パーセント以下で地域としての重要性は低い、ことが伺える。

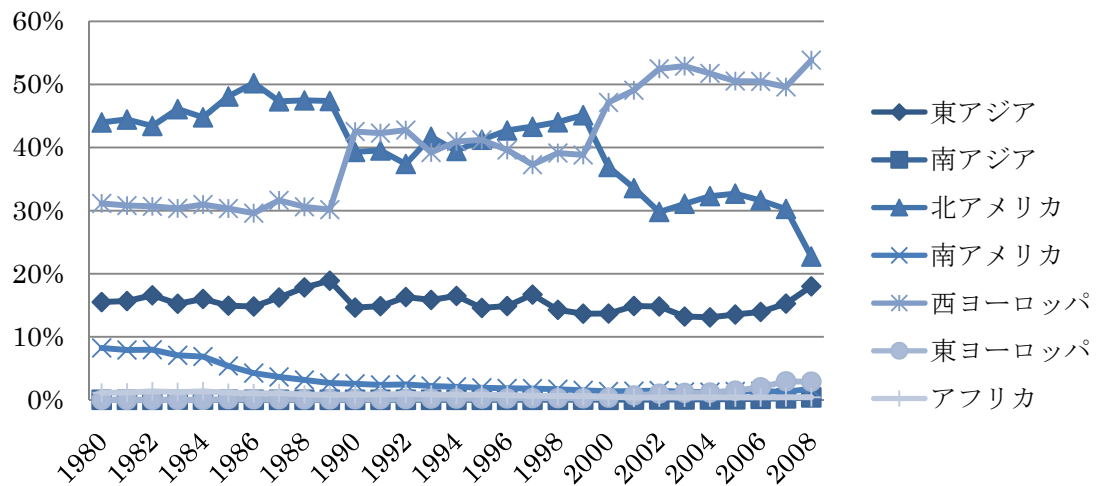
次に、どれくらいの海外直接投資が地域内へ流入しているのかを分析するために、図2は1980-2008年における対内直接投資ストックの地域別シェアを示している。対外直接投資の傾向と大きく異なる点は、東アジアのシェアが比較的低く、1980年代以降は10パーセント以下で推移してきている。一方、北アメリカと西ヨーロッパの地域別シェアは共に大きい。1980年代と1990年代は両地域とも同様の地域別シェアであったが、2000年代になると西ヨーロッパの地域別シェアが上昇しつつあり、この傾向は対外直接投資のデータでも観察できる。

上記の傾向をまとめると、東アジア地域から外へ向かう対外直接投資の規模は比較的大きいが、東アジア地域に向かって流入する対内直接投資の規模はまだ小さい。しかし、UNCTADの国別データは製造業も非製造業も含んでおり、直接投資額の規模が非常に大きな金融や保険といった業種に大きな影響を受けている可能性があり、解釈には注意が必要である。

---

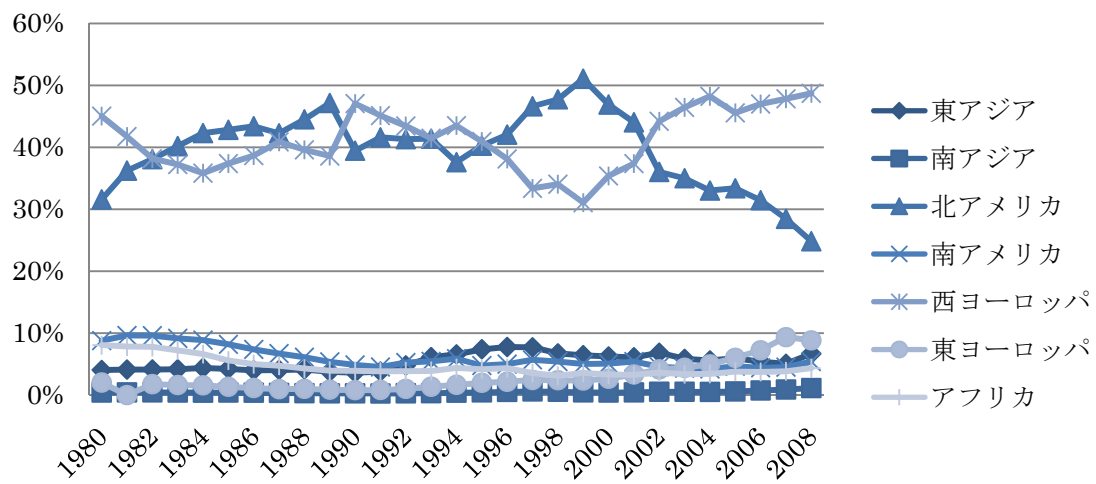
<sup>2</sup> 地域ごとの詳細な国名はデータのウェブサイトを参照。

図1. 対外直接投資ストックの地域別シェア  
1980年 - 2008年



出所：UNCTAD

図2. 対内直接投資ストックの地域別シェア  
1980年 - 2008年



出所：UNCTAD

## 2.2 日本企業の海外直接投資の傾向

次に、東アジアの経済統合において国際分業の深化を牽引してきた日本企業に焦点を当てる。UNCTADのデータでは、ある投資母国の多国籍企業から見た東アジアの重要性を観察することができなかったが、日本企業のデータを使うことで東アジアの地域的な重要性を新しい視点から分析できる。本分析のために経済産業省が毎年実施している海外事業活動基本調査を用いる。<sup>3</sup> 日本企業の海外現地法人はリーマンショックを発端とする世界同時不況で大きな影響を受けたため 2008 年度を除き、1997 年と 2007 年を比較して製造業の海外現地法人の活動変化を分析する。

表 1 は、製造業における日本企業の海外現地法人の活動を、現地法人数と雇用者数、そして、名目売上高で示している。また、表では地域・国別にデータを分類しており、アジアの内訳として中国、ASEAN4（マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）、そして、NIEs4（シンガポール、台湾、韓国、香港）を挙げている。

アジアにおける現地法人数は、1997 年の 3920 社から 10 年間で 5757 社まで増加している。北米では 1997 年に 1329 社あり、2007 年は 1178 社に減少している。また、中南米や中東、そしてヨーロッパなどの他地域では現地法人数は減少、もしくはほとんど変化していない。現地法人数の地理的分布の変化を見ると、アジアにおける日本企業の海外事業が極めて大きく拡大してきたことが分かる。

次に海外現地法人の雇用者数の推移を見てみる。アジアでは 1997 年の 143.2 万人から 2007 年には 297 万人に倍増している。アジア地域の内訳を見ると、中国では 36.8 万人から 130.3 万人に増加しており、また、ASEAN4 では 74 万人から 111.9 万人に増えている。一方で、NIEs4 は 25.1 万人から 30.8 万人に変化しており、その増加分はあまり大きくない。北米や中南米など他地域における雇用者数の変化を見てみると、ヨーロッパにおいて雇用者数が増加している点を除けば、ほとんどの地域で大きな変化はない。つまり、全地域合計で 1997 年の 231.6 万人から 2007 年の 395.2 万人に増加しているのは、中国と ASEAN4 での雇用者の急増が大きな要因であることが分かる。

最後に海外現地法人の売上高変化を見てみる。アジアにおける名目売上高は 1997 年の約 18 兆円から 2007 年の 49.3 兆円へ大きく増加している。特に、中国では約 2 兆円から 16.2 兆円へと著しく増加している。北米やヨーロッパなどの他地域でも日本企業の売上高は大きく増加していることが明白であり、その増加率はアジアと比べても低くはない。現地法人数や雇用者数ではアジアの増加が極めて顕著であったのに対して、売上高ではアジアも他地域も大きく増加傾向を示している。つまり、アジアは雇用増を伴った海外事業の拡大であることに対して、北米やヨーロッパでは雇用を大きく増加させないで売上を伸ばしてきた、と特徴づけられる。

---

<sup>3</sup> データ出所：<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/index.html>

表1 製造業における日本企業の海外現地法人(1997 年および 2007 年度)

| 地域・国   | 現地法人数(社) |        |        | 雇用者数(1 万人) |        |        | 名目売上高(1 兆円) |        |        |
|--------|----------|--------|--------|------------|--------|--------|-------------|--------|--------|
|        | 1997 年   | 2007 年 | 成長率(%) | 1997 年     | 2007 年 | 成長率(%) | 1997 年      | 2007 年 | 成長率(%) |
| アジア    | 3,920    | 5,757  | 46.9   | 143.2      | 297.0  | 107.3  | 17.99       | 49.25  | 173.8  |
| 中 国    | 1,055    | 2,485  | 135.5  | 36.8       | 130.3  | 253.8  | 1.85        | 16.19  | 773.7  |
| ASEAN4 | 1,494    | 1,760  | 17.8   | 74.0       | 111.9  | 51.4   | 7.65        | 19.45  | 154.3  |
| NIEs4  | 1,206    | 1,187  | -1.6   | 25.1       | 30.8   | 22.8   | 7.83        | 10.64  | 35.8   |
| 北 米    | 1,329    | 1,265  | -4.8   | 47.1       | 45.9   | -2.6   | 21.09       | 35.18  | 66.8   |
| アメリカ   | 1,225    | 1,178  | -3.8   | 44.7       | 43.2   | -3.5   | 19.81       | 32.13  | 62.2   |
| 中南米    | 262      | 253    | -3.4   | 12.8       | 15.8   | 22.9   | 2.19        | 4.07   | 86.4   |
| 中 東    | 18       | 15     | -16.7  | 0.3        | 0.3    | 7.2    | 0.14        | 0.40   | 195.7  |
| ヨーロッパ  | 868      | 877    | 1.0    | 23.5       | 32.1   | 36.5   | 9.55        | 18.98  | 98.8   |
| E U    | 818      | 841    | 2.8    | 22.2       | 30.5   | 37.1   | 9.10        | 18.23  | 100.3  |
| オセアニア  | 127      | 106    | -16.5  | 3.0        | 1.8    | -37.7  | 0.99        | 2.07   | 110.2  |
| アフリカ   | 31       | 45     | 45.2   | 1.7        | 2.4    | 41.1   | 0.14        | 1.09   | 649.7  |
| 全地域    | 6,555    | 8,318  | 26.9   | 231.6      | 395.2  | 70.7   | 52.07       | 111.04 | 113.2  |

出所:海外事業活動基本調査(第 26 回および第 38 回)

## 2.2 東アジアにおける投資ルール

東アジア経済にとって直接投資は重要な経済活動の柱になっていることが、上記のデータから伺える。次に企業の視点に立つと、直接投資を実施するために様々な国際・国内投資ルールに従う必要があることに気づく。外資企業の投資に対する規制だけではなく、外資企業の投資に対する優遇政策もある。こうした投資ルールは、国家間で結ばれた投資協定や多国間投資協定などがあり、また、各国別にそれぞれ国内で外資企業に対する税制優遇などもある。つまり、企業が直接投資を適切に行うためには、投資先国の国内投資制度を熟知する必要がある、さらに投資母国と投資先国の間における投資ルールについても理解する必要がある。

東アジア経済における投資ルールは一体どのようなになっているのだろうか？現実には複雑で多岐にわたる投資ルールが複雑に関連していて、その全てを網羅していくことは難しい。特に国内における投資制度は各国別で大きく異なるため、本節では国際的な投資ルールに焦点を当てて、二国間投資協定と自由貿易協定の投資章について見ていく。そして、最後に多国間投資協定について議論する。

### 2.2.1 二国間投資協定

二国間投資協定は国際的な投資ルールの代表例であり、直接投資に関する基本的な制度である。その目的は、政府の非合理的な強制収用から外資企業の投資を保護することや、投資先政府や企業との間の商業的な紛争処理や仲裁の方法を定めることである。二国間投資協定は、海外で投資を行う自国企業を政府レベルで保護するために、投資母国の政府が主要な投資受け入れ国と結んできていることに特徴がある。逆に、直接投資がほとんどない国同士で二国間投資協定を結ぶ利点は大きくないと言える。また、外資企業に対する規制を緩和して投資自由化を進めることは2次的な目的である。

東アジアにおける二国間投資協定の現状はどうなっているのだろうか？この質問に答えるために、UNCTADの二国間投資協定データベースを使い、東アジア域内で調印もしくは施行された二国間投資協定を表2に示した。<sup>4</sup> 日本や中国、韓国など14ヶ国を分析対象として、右上側には投資協定の調印年を、左下側には施行年を示している。実際には投資協定が合意されても、議会の承認が得られないといった理由で施行されない投資協定もある。例えば、ベトナムとミャンマーは2000年度に投資協定の調印を済ませているが、まだ施行されていないため左下側の施行年は空白となっている。

---

<sup>4</sup> 詳細は以下を参照：[http://www.unctadxi.org/templates/docsearch\\_\\_\\_\\_779.aspx](http://www.unctadxi.org/templates/docsearch____779.aspx)

| 表2 東アジア主要国における2国間投資協定の調印年(右上側)と施行年(左下側)            |      |      |      |        |      |       |      |      |       |       |       |        |      |      |
|----------------------------------------------------|------|------|------|--------|------|-------|------|------|-------|-------|-------|--------|------|------|
| 国名                                                 | ブルネイ | 中国   | 香港   | インドネシア | 日本   | カンボジア | 韓国   | ラオス  | ミャンマー | マレーシア | フィリピン | シンガポール | タイ   | ベトナム |
| ブルネイ                                               |      | 2000 |      |        |      |       | 2000 |      |       |       |       |        |      |      |
| 中国                                                 |      |      |      | 1994   | 1988 | 1996  | 2007 | 1993 |       | 1988  | 1992  | 1985   | 1985 | 1992 |
| 香港                                                 |      |      |      |        | 1997 |       | 1997 |      |       |       |       |        | 2005 |      |
| インドネシア                                             |      | 1995 |      |        |      | 1999  | 1991 | 1994 |       | 1994  | 2001  | 2005   | 1998 | 1991 |
| 日本                                                 |      | 1989 | 1997 |        |      | 2007  | 2002 | 2008 |       |       |       |        |      | 2003 |
| カンボジア                                              |      | 2000 |      |        | 2008 |       | 1997 | 2008 |       | 1994  | 2000  | 1996   | 1995 | 2001 |
| 韓国                                                 | 2003 | 2007 | 1997 | 1994   | 2003 | 1997  |      | 1996 |       | 1988  | 1994  |        | 1989 | 2003 |
| ラオス                                                |      | 1993 |      | 1995   | 2009 |       | 1996 |      | 2003  | 1992  |       | 1997   | 1990 | 1996 |
| ミャンマー                                              |      | 2002 |      |        |      |       |      |      |       | 1994  | 1998  |        | 2008 | 2000 |
| マレーシア                                              |      | 1990 |      | 1994   |      |       | 1989 |      |       |       |       |        |      | 1992 |
| フィリピン                                              |      | 1995 |      |        |      |       | 1996 |      | 1998  |       |       |        | 1995 | 1992 |
| シンガポール                                             |      | 1986 |      | 2006   |      | 2000  | 2009 | 1998 |       |       |       |        |      | 1992 |
| タイ                                                 |      | 1985 | 2006 | 1998   |      | 1997  | 1989 | 1990 |       |       | 1996  |        |      | 1991 |
| ベトナム                                               |      | 1993 |      | 1994   | 2004 |       | 2004 | 1996 |       | 1992  | 1993  | 1992   | 1992 |      |
| 出所: 国際連合貿易開発会議『投資協定オンラインデータベース』(2011年10月20日ダウンロード) |      |      |      |        |      |       |      |      |       |       |       |        |      |      |

表 2 の全体的な傾向を見ると、直接投資が活発な東アジアにおいて多くの国家が 1980 年代以降に様々な国家と二国間投資協定を活発に結んできている点が明らかである。発展途上国において直接投資の額が増加し始めた 1980 年代後半と重なっているのは、増加しつつあった直接投資に対して各国政府が投資ルールの整備に動きだしたことを意味している。次に日本を見てみると、中国と 1988 年に投資協定を調印して翌年の 1989 年に施行している。香港とは 1997 年に調印・施行が行われ、韓国とは 2002 年に調印して 2003 年に施行している。近年になると、カンボジアと 2007 年に調印しており、またラオスとは 2008 年に調印している。

## 2.2.2 自由貿易協定・経済連携協定における投資章

表 2 を見ると、例えば日本はインドネシアやマレーシア、そしてタイとの二国間投資協定を結んでいないことが分かる。こうした国々では現地で多数の日系企業が活動をしており、国際的な投資ルールの未整備は日本企業の直接投資を阻害する要因となるかもしれない。しかし本当に投資ルールは存在しないのだろうか？実は近年ますます多く締結されている自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）において投資章が作られ、その枠組みで外資企業の投資保護や自由化が規定されるようになってきている。<sup>5</sup>

例えば、日本とマレーシアは 2004 年 1 月から自由貿易協定について交渉を開始して、翌年の 2005 年 12 月に調印をした。その後 2006 年 7 月に日本・マレーシア経済連携協定が発効している。この協定の中に投資章が盛り込まれ、両国間の投資を円滑・拡大するために投資ルールが整備されている。実際の交渉過程や具体的な協定内容に関しては、外務省のホームページから様々な情報を得ることができる。<sup>6</sup>

ここでは FTA・EPA の投資章について理解を深めるために、日本・マレーシア EPA の投資章で両国政府が合意した投資ルールについて、基本的な点を説明したい。<sup>7</sup> 両国政府が懸念する分野もしくは政策を明記した例外リストを除いては、(1) 投資家及び投資財産の保護、(2) 内国民待遇、(3) 最恵国待遇、(4) パフォーマンス要求の禁止、(5) 国対投資家の紛争解決手続き、について投資ルールが決められた。より簡単に理解するために日本企業がマレーシアに投資を行うケースを考えよう。第一の目的は、本投資ルールによって日本企業がマレーシア国内で保有する投資財産（株式、資金、

<sup>5</sup> 日本と世界における主要な自由貿易協定（FTA）について、ジェトロが一覧表を作成している。ウェブサイトは以下を参照：<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/reports/07000737>  
また、世界貿易機関（WTO）も地域貿易協定のデータベースを作成している。次のウェブサイト参照：<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

<sup>6</sup> 例えば、日本・マレーシア経済連携協定に関しては以下のウェブサイト参照：  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/malaysia/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/index.html)

<sup>7</sup> 詳細について、渡邊頼純編「解説 FTA・EPA 交渉」の日マレーシア EPA の投資章(pp.220-237)を参考。

そして工場設備など）を保護することである。マレーシア政府が日本企業の投資財産を不合理な理由で収用もしくは国有化することを禁止しており、日本企業が投資家として持つ権利が侵害されないように投資ルールが定められている。

内国民待遇では、マレーシア政府は自国のマレーシア企業（投資家）と日本企業（投資家）に対する待遇を差別してはならない、と規定する。つまり、自国企業に有利な投資政策を採らないことを両国政府が合意している。次に、最恵国待遇とは、マレーシア政府が第三国の投資家や投資財産に対してより有利な待遇を与えた場合、それを日本の投資家にも与えることを規定する。反対に、日本政府が第三国の投資家や投資財産にとってより有利な待遇を約束した場合には、同様の待遇をマレーシアの投資家と投資財産に供与しなくてはならない。

パフォーマンス要求の禁止では、マレーシアで活動する日本企業の投資や経営に対してなんらかの義務を課さないことである。例えば、一定割合の生産額を輸出すること、一定割合の中間財の調達を現地で行うこと、生産技術や経営管理などの技術を現地に移転すること、などの条件を課すことを禁じている。こうした要求は日本企業の自由な投資活動を阻害するため、両国政府の間でパフォーマンス要求を行わないことを合意している。最後に、国対投資家の紛争解決手続きを明記することで、現地政府と日系企業の間で投資紛争が発生した時に、日本の投資家が国に対して仲裁裁判に訴えることができる。

### 2.2.3 多国間投資協定

次に、複数国の政府が交渉して投資ルールを定める多国間投資協定を見てみよう。北東アジアでは、日本・中国・韓国の間で日中韓自由貿易協定（FTA）について議論されている。平成 22 年 5 月に韓国のソウルで日中韓 FTA について産官学レベルで共同研究が開催され、日中韓それぞれの政府・産業界・学界の代表者が集まり自由貿易圏について議論が始まっている。今後はこの枠組みの中で投資ルールについて話し合いが行われていくであろう。

一方、ASEANでは、経済成長とともに域内の直接投資が大きく増大してきており、投資ルールを整備して直接投資を促進することは新興国の産業化にとって有益であるという認識が関係国で早くから共有されていた。こうした流れを反映して、1987 年に ASEAN投資促進保護協定が締結された。この投資協定は 14 条の簡素な協定であり、締約国間の投資に対して公平な待遇や保護を約束している。また、政府による収用とそれに対する補償、また締約国政府と投資家の間における紛争解決について規定がある。<sup>8</sup>

さらに 1998 年にASEAN投資地域枠組み協定が締結された。ASEANにおける投資環

---

<sup>8</sup> 詳細は以下を参照：<http://www.asean.org/12812.htm>

境を整備して域内により多くの投資を呼び込み、競争力のあるASEAN投資圏の形成を目指した内容となっている。例えば、締約国間で内国民待遇や最恵国待遇を規定して、ASEAN締約国の投資家が投資に際して不利な扱いを受けないよう定めている。さらに、ASEAN各国では海外からの投資に対して産業別に外資規制が異なっていたため、全ての産業に対して投資自由化を進めることが確認された。しかし、各国別に戦略産業の育成と保護を行う余地は残されており、自由化の除外となる産業リストやセンシティブリスト、撤廃スケジュールのリストが作成されている。<sup>9</sup>

2007年の第39回ASEAN経済大臣会合では、ASEAN経済統合の深化・拡大のために域内投資ルール自由化と透明性のさらなる向上が不可欠という認識が共有され、ASEAN投資促進保護協定とASEAN投資地域枠組み協定を統合した新しい多国間投資協定を策定することが合意された。そして、2009年のASEAN首脳会議でASEAN包括的投資協定（ACIA）は署名された。<sup>10</sup> これまでの協定は、投資の保護や紛争解決方法の規定、外資規制を撤廃する投資自由化などを目的としていたが、ACIAはさらに投資自由化を深化させてASEAN域内に投資を誘致・促進する意図が明確に打ち出されていると言える。

ACIAの内容は大きく3つのセクションで構成される。セクションAは投資保護と自由化に関する規定、セクションBは国対投資家の投資紛争解決に関する規定、そしてセクションCは投資協定の枠組みに関する事項がある。これまでのASEAN投資促進保護協定とASEAN投資地域枠組み協定で約束された事項は引き継がれることが規定されており、これまで積み重ねてきた投資自由化の枠組みが後退しないことを定めている。ACIAの目的は、投資に対して透明で信頼できる投資環境の整備を行い、より幅広い分野での外資規制を自由化して、多国間投資協定の参加国における産業競争力を高めることと言える。これまでの投資協定と比較して新しい事項は、製造業などに付随するサービス業を自由化の対象とすることや、パフォーマンス要求の禁止を明確に規定したことなどが挙げられる。<sup>11</sup>

---

<sup>9</sup> 詳細は以下を参照：<http://www.aseansec.org/7994.pdf>

<sup>10</sup> 詳細は以下を参照：<http://www.asean.org/documents/FINAL-SIGNED-ACIA.pdf>

<sup>11</sup> ACIAのより詳細な条約内容の解説は石川（2010）が詳しい。また、Jarvis（2011）はASEANの投資自由化に対する取り組みについて分析・評価している。

### Box コラム：世界銀行グループの Investing-Across-Borders 指標

東アジアの投資ルールはどれくらい整備されているのか？外資企業が投資する時に直面する投資障壁の負担はどれくらいなのか？こうした疑問に対しては数量的データが客観的な答えを与えてくれる。例えば、世界銀行グループは、2009 年度に総計 87 ヶ国のビジネス専門家 2350 人（弁護士、会計士、コンサルタント）を対象として、外資企業の直接投資に対する法的規制とその制度運用の実態について調査を行っている。調査結果は国・産業別に数量的指標に加工されて、「Investing Across Borders」のウェブで調査の概要・結果・データが公表されている。<sup>12</sup>

調査の内容は大きく分けて 4 項目あり、投資障壁の異なった側面を見ている。

- (1) 外資企業の現地法人設立や外資による現地企業の買収に対する産業別規制
- (2) 現地法人を設立する時に必要な事務手続きの日数や書類の数
- (3) 現地国で外資企業が産業用地を取得する時の規制
- (4) 商業的な紛争解決に対する法的枠組みの整備

具体的に東アジアにおける海外直接投資に対する投資障壁の強さを見るために、地域別に代表的な経済を取り上げて、投資手続き日数と書類の数を表にした。手続き日数で見ると、シンガポール、マレーシア、韓国が上位を占める。日本は第 4 位で、外資企業の投資手続きに約 25 日間必要である。一方、インドネシア、ベトナム、中国では投資手続きに約 3 ヶ月かかっている。利益を直接生まない行政手続きに多大な時間と労力が費やされるのは企業の経営に大きなコストであり、外資企業の投資をさらに呼び込むためには行政手続きの簡素化や合理化が必要であろう。しかしながら、実際の投資手続きの負担は個々の企業で異なり、この指標は国別平均の違いのみを示している点に注意が必要である。

東アジアと他の地域における投資障壁はどれくらい異なるのだろうか？表 3 は北米、西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、中南米、アフリカにおける代表的な国についても示した。各地域の国別で投資手続きの負担は大きく異なると言えるが、経済的に発展している地域ほど投資障壁は小さい傾向が読み取れる。例えば、北米や西ヨーロッパの国では投資手続きに約 1 ヶ月必要なのに対して、中南米やアフリカでは 2 ヶ月以上かかることも不思議ではない。

---

<sup>12</sup> 詳細は以下を参照：<http://iab.worldbank.org/>

表3 投資手続きにかかる平均的な日数と書類

| 国名            | 投資手続きにかかる日数 | 投資手続き書類の数 |
|---------------|-------------|-----------|
| <u>東アジア</u>   |             |           |
| シンガポール        | 9           | 4         |
| マレーシア         | 14          | 11        |
| 韓国            | 17          | 11        |
| 日本            | 25          | 10        |
| タイ            | 34          | 9         |
| フィリピン         | 80          | 17        |
| カンボジア         | 86          | 10        |
| インドネシア        | 86          | 12        |
| ベトナム          | 94          | 12        |
| 中国            | 99          | 18        |
| <u>北米</u>     |             |           |
| カナダ           | 6           | 2         |
| 米国            | 11          | 8         |
| メキシコ          | 31          | 11        |
| <u>西ヨーロッパ</u> |             |           |
| フランス          | 9           | 7         |
| イギリス          | 14          | 7         |
| オーストリア        | 30          | 10        |
| <u>東ヨーロッパ</u> |             |           |
| チェコ共和国        | 18          | 11        |
| ブルガリア         | 20          | 5         |
| クロアチア         | 23          | 9         |
| <u>中南米</u>    |             |           |
| アルゼンチン        | 50          | 18        |
| コスタリカ         | 63          | 14        |
| ブラジル          | 166         | 17        |
| <u>アフリカ</u>   |             |           |
| エチオピア         | 28          | 10        |
| 南アフリカ         | 65          | 8         |
| アンゴラ          | 263         | 12        |

出所：世界銀行グループ「Investing Across Borders」

### 3. 海外直接投資の経済理論と経済統合の効果

東アジアでは日本企業を中心として直接投資が増加しているが、東アジアの統合が今後も深化すると直接投資に一体どのような影響があるのだろうか？本節は直接投資の経済理論を紹介して、この問題に対して理論的な説明をしていく。

#### 3.1 直接投資の経済理論

はじめに直接投資を明確に定義してから議論を進めよう。海外直接投資とは海外市場における長期的な経営・生産を目的とした投資を指す。<sup>13</sup> そのため配当や利子を目的とした株式への証券投資とは区別される。直接投資の形態は、投資先の市場に新規法人（工場建設など）を設立するグリーンフィールド投資や、投資先市場の海外企業や事業部門の合併・買収によるクロスボーダーM&Aがある。次に、直接投資によって海外に生産・販売拠点を持つ企業を多国籍企業と呼ぶ。<sup>14</sup> 2つ以上の経済に経営拠点を持つ多国籍企業は、投資母国において本部機能を持つ親会社と、投資受入国で生産・販売機能を持つ子会社から構成される。

上記で定義された直接投資の目的を理解するために、どのような企業がいつ、どこへ、いくら投資するのかを知る必要がある。しかし、現実の企業行動は複雑ですべてを把握することは不可能で、数量的データの客観的な特徴のみから直接投資の理由は見えてこない。そこで直接投資に関する企業の行動を経済的な観点から説明する経済理論が役に立つ。

なぜ企業が直接投資を行うのか、という質問に対して経済学的な問題設定をしてから議論を進めよう。<sup>15</sup> はじめに、企業は生産技術・資本・労働といった経営資源を持ち、工場で製品を生産している。工場で生産して販売するためには、本社による製品のデザインや経営管理、マーケティングが必要になる。本社が工場に提供するサービスは経営戦略、財務・会計、研究開発、特許技術、ブランドなどがあり、全社内でも共有できる無形資産である。こうした知識資本によるサービスは物理的に遠い場所へも低コストで提供することができ、地理的制約をうけずに海外市場でも活用できる。そして、企業は製品を需要のある市場に輸送すれば、販売して利益を上げることがで

---

<sup>13</sup> 国際通貨基金（IMF）によると、直接投資は、「居住者による、非居住者企業（子会社、関連企業など）に対する永続的権益の取得を目的とし、株式などを通じた出資の場合は出資比率が10%以上の投資」、と定義される。

<sup>14</sup> 国連貿易開発会議（UNCTAD）によると、多国籍企業は、「事業体の法的形態や活動領域に関わらず、2つ以上の国における事業体から構成され、統一された経営戦略の下で経営されている企業。事業体は所有権などを通して関係し、ある一つの事業体が他の事業体の活動に対して経営的な影響を持ち、複数の事業体において知識、経営資源、経営的権限が共有されている。」と定義される。

<sup>15</sup> 海外の鉱物資源の獲得を目指す資源追求型の直接投資や、金融・保険の販売などのサービス型の直接投資も重要であるが、本章は製造業を念頭において直接投資を説明する。

きる。国内市場でも海外市場でも市場規模に応じてその企業の製品に対する需要があると考ええる。

上記のように問題を設定すれば、企業の直接投資に関する決定は、利潤最大化のために国内・海外市場を考慮して工場をどこに配置するのか、という問題に置き換えられる。さらに問題を単純化して理解し易くするために、Markusen (2002, pp.21-37)に基づいてベンチマークとなる輸出企業の利潤関数を定義してから、水平型と垂直型と言われる直接投資のタイプに焦点を当てて議論しよう。<sup>16</sup>

いま企業が置かれている経済環境として、A という投資母国と B という投資受入国の 2 ヶ国を仮定する。企業は X 財を生産しており、その財が生産される国と消費される国を下付き文字で表す。つまり、 $X_{AA}$  は A 国で生産されて A 国で消費する財、 $X_{AB}$  は A 国で生産されて B 国で消費する財、 $X_{BB}$  は B 国で生産されて B 国で消費する財、そして、 $X_{AB}$  は B 国で生産されて A 国で消費する財とする。A 国で生産して A 国で販売する国内企業の利潤関数は以下のように記述できる。

$$\Pi_{AA} = p_A X_{AA} - c_A X_{AA} - G - F \quad (1)$$

$p_A$  は X 財の A 国における一単位当たり価格、 $c_A$  は X 財の A 国における一単位当たり可変費用、 $G$  は一つの工場を操業するために必要な固定費用、そして、 $F$  は一つの企業を経営するために必要な固定費用である。次にこの企業がさらに B 国に輸出するケースを考えよう。工場と企業に特有の固定費用は国内生産で支払われているので、X 財を B 国市場に輸出するために一単位当たり  $t$  の輸送費用が必要となる。つまり、A 国で生産した財を B 国に輸出して得られる利潤関数は以下のように定義される。

$$\Pi_{AB} = p_B X_{AB} - (c_A + t) X_{AB} \quad (2)$$

式 (1) と (2) を統合すると、輸出企業の利潤関数は以下になる。

$$\Pi_A^{\text{輸出}} = \Pi_{AA} + \Pi_{AB} = (p_A - c_A) X_{AA} + (p_B - c_A - t) X_{AB} - G - F \quad (3)$$

上記で定義された利潤関数をベースに、水平型と垂直型の直接投資を行う企業の利潤関数を定義して、直接投資の条件を議論していこう。

### 3.1.1 水平型直接投資

水平型の直接投資とは、海外市場のアクセスが直接投資の主な動機であり、Markusen (1984) や Brainard (1997) で経済モデル化されている。図 1 が示すように、企業が海外市場にアクセスするために、直接投資による現地生産を選ぶか、輸出を選ぶかが問題となる。企業は国内で生産して海外市場に輸出をすることができ、必要な費用は国内工場の生産費と貿易費用である。一方で、企業は海外の現地市場で生産して現地販売す

<sup>16</sup> Markusen (2002) は貿易理論の枠組みから多国籍企業を分析しており、包括的で厳密な経済理論モデルに興味のある読者にとって有益である。

ることができ、貿易費用は必要としないが海外での工場生産費用がかかる。両者とも共通して本部機能のために企業全体の経営費用が必要となる。ただ、知識資本サービスの提供は地理的な制約をほとんど受けなく、また、同時に複数の工場に提供できる公共財の性質がある。知識資本の性質によって企業レベルで規模の経済性が生まれると、輸出でも現地生産でも本部費用は同じだと仮定できる。さらに、工場レベルの規模の経済性を仮定すると、大量に生産するほど一単位当たりの限界費用は低下すると言える。

企業が水平型直接投資を選択した場合、A 国に設立した国内工場で X 財を生産して A 国で販売し、また、B 国に設立した国内工場で X 財を生産して B 国で販売することになる。この時の利潤関数は以下のように表せる。

$$\Pi_A^{\text{水平}} = \Pi_{AA} + \Pi_{BB} = (p_A - c_A)X_{AA} + (p_B - c_B)X_{BB} - 2G - F \quad (4)$$

上記の設定の下、海外市場にアクセスするために企業が輸出に対して直接投資を選ぶ

条件は、 $\Pi_A^{\text{水平}} \geq \Pi_A^{\text{輸出}}$ と示すことができる。直感的に説明すると、第一に、関税や輸

送費が高いと貿易費用が相対的に上昇して、輸出による企業の利益は減ってしまう。その結果、直接投資によって現地生産をするインセンティブが強まる。第二に、海外市場において外資規制の撤廃や投資環境の向上などによって現地工場の設立費用が減少すると、輸出より直接投資を選ぶ誘引が相対的に強まる。第三に、工場レベルの規模の経済性が低い場合、国内工場に生産を集中させても大量生産による費用逓減の効果は小さく、国内と海外で複数の工場を持つことで失われる規模の経済性利益は低くなる。つまり、生産拠点における規模の経済性が低くなると直接投資を選ぶインセンティブが高まる。最後に、投資先の市場規模が大きい場合、現地生産による限界費用が低くなるため、一単位当たりの利益率が高まる。その結果、対象となる海外市場の規模が大きいと企業は直接投資を選ぶ傾向が高まる。

### 3.1.2 垂直型直接投資

次に、海外生産による生産費用の節約を主な目的とする垂直型の直接投資を議論しよう。このタイプの直接投資は Helpman (1984)や Helpman and Krugman (1985)で理論的な分析が行われている。国内・海外市場に販売するために、工場を国内に立地するか、海外に立地するか、企業は二つの選択肢を持っていると仮定する。第一の選択肢として国内生産を選んだ場合、企業は労働費などの国内生産費を支払う。第二の選択肢として海外生産を選んだ場合、図 2 に示されるように、海外工場で生産および組み立てを行い、製品を逆輸入して国内販売をする。実際に、生産工程の川上から川下まですべて海外に移転するケースは稀なので、国内で生産した中間財を海外に輸出して、海外で組み立てることが多いと言える。そして、中間財を生産する国内では熟練労働者

や資本をより多く使い、一方で、組立て作業が中心の海外工場では非熟練労働者をより使う傾向がある。しかしながら、本稿では簡単化のために中間財も海外で生産されると仮定する。

企業が垂直型直接投資を選んだ場合、B 国で設立した海外工場で X 財を生産して、B 国で販売するとともに、B 国から A 国に向けて逆輸入をする。この時企業の利潤関数は以下のように示される。

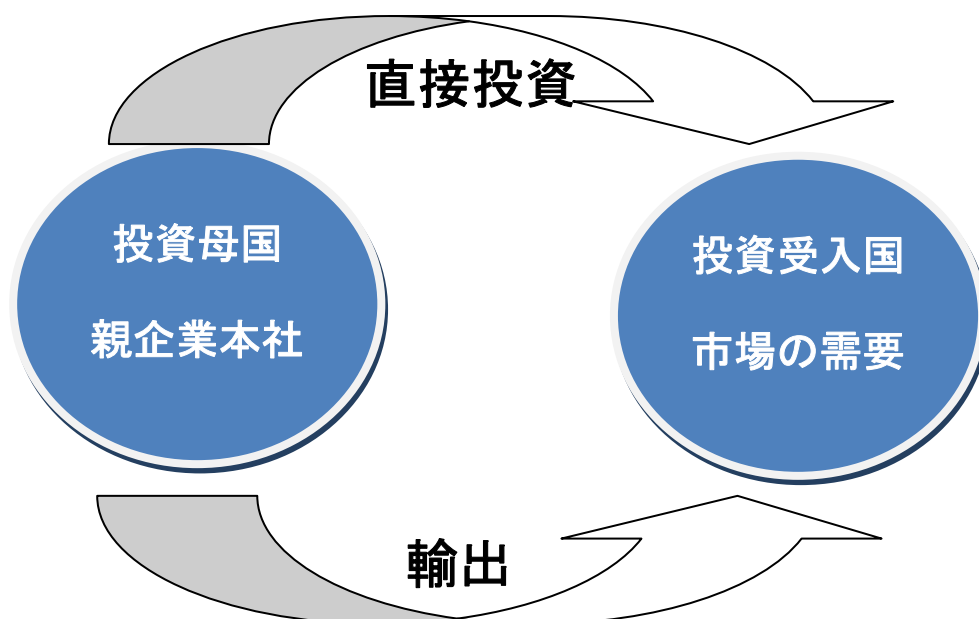
$$\Pi_A^{\text{水直}} = \Pi_{BA} + \Pi_{BB} = (p_B - c_B)X_{BB} + (p_A - c_B - t)X_{BA} - G - F \quad (5)$$

上記の設定で企業が国内生産に対して海外生産を選ぶ条件は、 $\Pi_A^{\text{水直}} \geq \Pi_A^{\text{輸出}}$  と示すことができる。直感的な説明としては、第一に、国内の生産費用より海外の生産費用が相対的に低いと、企業は直接投資を選ぶインセンティブが強くなる。例えば、日本のように国内の労働費用が高く、非熟練労働集約的な組立作業を国内で行うと生産費用が高くなる。そのため、東南アジアなど非熟練労働者が多いため賃金レベルが低い海外市場に、国内工場を移転して組立工程を集約すれば生産費用を節約することができる。国内の労働賃金が高まり、海外の労働賃金が低下するほど、企業が国内工場の組立工程を海外に移転するインセンティブが強くなる。第二に、海外で工場を設立して運営するための投資費用が低い場合、企業が海外直接投資を行う誘引となる。この理由は水平型の直接投資と同じである。第三に、海外で組み立てた最終財を国内に輸入するため、貿易費用が低いほど垂直型の直接投資をする誘引が高くなる。貿易費用の効果は水平型の直接投資と異なり、直接投資に対して正の効果を持つと理論的には予想される。

### 3.2 経済統合の直接投資に対する理論的效果

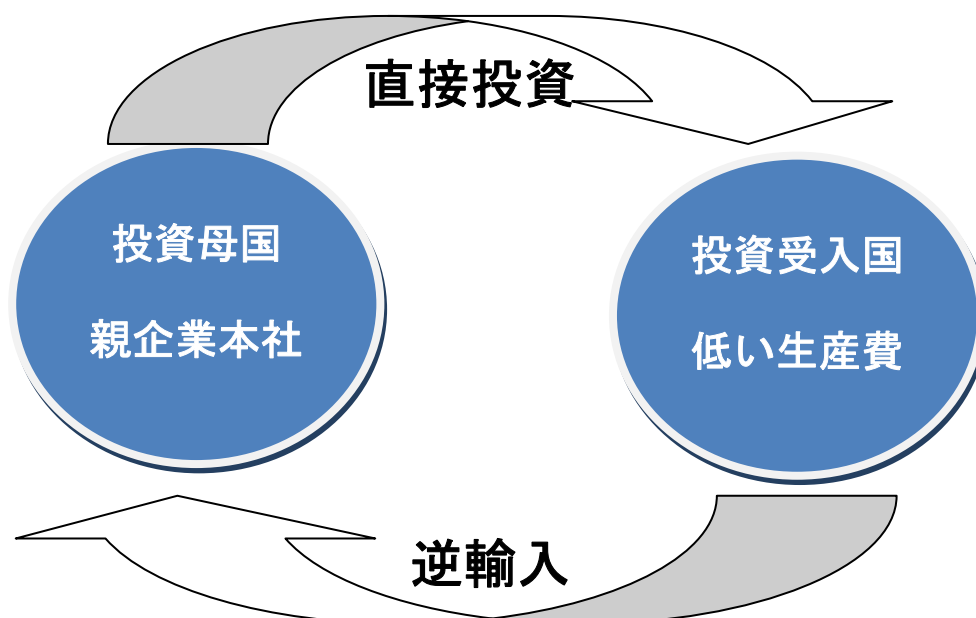
地域貿易・投資協定の発効による東アジア経済統合の深化・拡大は直接投資に影響するのだろうか？この質問に理論的な観点から答えるため、A 国と B 国の 2 ケ国ケースを想定して、主に A 国における企業が B 国に直接投資をする問題を考える。はじめに経済統合の深化とは、この 2 ケ国間における投資ルールを整備や貿易・投資環境の向上などによって域内経済間の貿易・投資障壁が減少すること、と定義して議論を進める。

図 1. 水平型直接投資



出所：筆者作成

図 2. 垂直型直接投資



出所：筆者作成

経済統合によって域内貿易に対する関税・非関税障壁が削減・撤廃された場合、A 国の企業が B 国へ輸出する費用と、B 国から輸入する費用は低下する。例えば、域内貿易に対して原産地規則を満たした財に特惠関税を与える制度などは、域内貿易のコストを下げるだろう。一方、A 国と B 国が投資協定などを結んで投資の保護と自由化が進展すれば、A 国の企業が B 国に投資をして生産・販売する費用が低下する。例えば、外資所有の規制を緩和・撤廃して、外資企業に対する事務手続きの負担を減らせば、域内投資のコストは下がるだろう。また、海外送金の規制を緩和することや、自国企業の優遇策を撤廃することも外資企業の投資コストを減少させる。

経済統合が域内の貿易・投資コストを減少させる場合、B 国に対する A 国企業の直接投資はどのように変わるのか？はじめに水平型直接投資のタイプを考えよう。この場合、A 国企業が B 国に対して行う直接投資の目的は現地市場アクセスである。貿易障壁が下がることで、A 国から B 国へ輸出する費用は減少するため、A 国企業にとって輸出する利益が高まる。結果として、A 国企業は、直接投資による現地生産よりも輸出を選ぶインセンティブが強まる。一方、投資障壁が減少することで、現地生産のコストは減少するため、現地生産による販売は利益が高まる。そのため輸出よりも直接投資を選ぶ誘引が強まる。つまり、経済統合の深化を貿易・投資障壁の減少と考えると、水平型直接投資は理論的に増加も減少もする可能性があり、実際にどれくらい変化するのは実証的な問題と言える。

次に垂直型直接投資のケースを考えよう。A 国企業は国内で中間財を生産して、B 国に輸出して現地で組み立て作業を行い、最終財は A 国に逆輸入して国内市場で販売する。投資の主な要因は B 国の相対的に低い生産費用である。貿易障壁が減少した場合、B 国に輸出する中間財と B 国から輸入する最終財にかかる貿易コストが減少する。その結果、海外生産のコストは国内生産に比べて相対的に下がるため、直接投資を行うインセンティブが強くなる。一方、投資障壁が減少した場合、B 国での現地生産にかかる費用は低下するため、直接投資による生産費用の削減効果が大きくなる。結果として、国内生産よりも直接投資による海外生産の誘引が高まる。理論的に推論すると、貿易障壁と投資障壁の削減はともに垂直型直接投資を増加させると言える。この点は水平型直接投資のケースと対照的である。

上記分析の補足説明として、直接投資に対する全体的な影響は、A 国から B 国に行く水平型投資と垂直型投資の比率に依存する点が重要である。B 国の市場規模が大きくて生産費用が高い場合、A 国企業は垂直型投資よりも水平型投資を選ぶ傾向が強い。一方、B 国の市場規模に比べて A 国の市場規模が大きく、また B 国の生産費用が相対的に低い場合、A 国企業は水平型投資より垂直型投資を追求する傾向が強い。A 国と B 国の相対的な市場規模や生産費用によって、貿易・投資障壁の削減が直接投資に与える影響が異なるかもしれない。

A 国と B 国が経済統合を進めると、域外の第三国からの直接投資にも影響を与える

可能性がある。例えば、第三国の視点で見ると、A 国と B 国の経済統合が進展して大きな経済圏が生まれると、統合経済のより大きな市場規模の形成に反応して第三国から水平型直接投資が増えると予測される。EU の単一市場協定が 1989 年に発効して、日本や米国といった域外経済からの直接投資が増えたのは、いい事例である。また、第三国の企業は統合する経済の中からより最適な生産地に直接投資を行うと言える。例えば、インフラが整備されて労働費が EU 内で比較的低いアイルランドには米国から多くの直接投資が流入しており、米国企業はアイルランドで生産して EU 市場に輸出している。

### **Box コラム： 東アジアのビジネス環境**

経済統合が直接投資に与える効果を議論する際に、貿易・投資障壁を抽象的に定義して理論的な考察を行ってきた。しかしながら、現実のビジネス世界に一步足を踏み入れると、外資規制といった政策的な投資障壁のみならず、労働力や税金、インフラなど、あらゆるビジネス環境が問題となってくる。実際には、海外進出を検討する企業は、投資候補に挙がっている各国・地域における総合的な投資環境を入念に観察してから、自社の経営判断のもと直接投資の決定を行っている、と言える。

東アジアの経済統合が直接投資の分野で進展していくためには、より大きな視点からビジネス環境の改善を目指していく必要がある。では具体的に東アジアのビジネス環境はどうなっているのだろうか？この疑問に答えるために、中小企業の海外進出をサポートしている日本貿易振興機構では様々な関連調査を行っている。例えば、アジア主要都市・地域における投資関連コストの調査を毎年行い、ジェトロセンサー2011年6月号では29都市・地域における2011年1月時点での様々な投資コストデータが示されている。投資コストとして検討する項目は、賃金（職種別月額賃金、法定最低賃金、社会保障負担率）、地価・事務所賃料（工業団地購入価格・借料、事務所賃料、駐在員用住宅借上げ料）、通信費（固定電話利用料、携帯電話利用料、インターネット利用料）、電気・水道・ガス料金（産業用・一般用）、輸送費（コンテナ輸送、ガソリン価格、軽油価格）、税制（法人税、付加価値税、日本への利子・配当送金課税）など、非常に多岐に渡っている。つまり、直接投資の決定に当たり企業が実際に直面する投資障壁は、企業経営のあらゆる側面に関わっていると言える。

さらに名目的な投資コスト以外にも、ビジネス環境の制度やその運用上の実態は各国・地域で異なり、企業の直接投資決定に大きな影響を与える。例えば、ジェトロセンサー2011年11月号では、現地で投資相談を行う海外投資アドバイザーが見ている日系企業の動向から、アジアにおけるビジネス環境（労働力、税金・税制、市場、電力・インフラ、資金調達、決済・代金回収）を紹介している。現地市場での資金調達の場合、日本本社からの借り入れ（親子ローン）や邦銀現地支店から借り入れの資金調達手段がある。親子ローンを行う場合、インドネシアやベトナム、中国では、海外から

の資金調達は外貨専用口座への入金が必要であり、国内決済を現地通貨建てで行う取引に関して日系企業は為替リスクを負う可能性がある。

海外事業で上げた利益を本国へ送金する際にも資本取引の規制がある。親会社への配当金送金などは原則的に各国で自由であるものの、配当の証明などの書類提出義務がある。タイ、フィリピン、中国では、取締役会の配当に関する議事録や配当証明書などの提出を要求している。また、ベトナムでは納税義務を果たしている前提で、最近では海外送金が年 1 回に制限されている。資本取引にかかる規制は、脱税の回避などの合理的な理由があるものの、直接投資の投資障壁となる可能性がある。

### 3.3 経済統合の直接投資に対する効果の実証的結果

上記の理論的な考察より明らかなように、経済統合が直接投資に与える効果は、貿易障壁と投資障壁によって異なる場合があり、また、直接投資の動機にも依存する。さらに、ある特定の地域で経済統合が進展した場合、域外と域内の直接投資に対しても統合の影響は異なる可能性がある。つまり、経済統合が直接投資に与える影響を見るためには、実際にデータによる検証が必要となる。

一般的な実証研究では、直接投資の経済理論から導かれた経済統合の効果に関する仮説を議論して、その仮説がデータによって支持されるのか、統計分析を行う。この作法に従えば、これまでの議論に基づくと、経済統合が水平型直接投資と垂直型直接投資に与える影響を検証することになる。しかしながら、一般的に直接投資の統計は直接投資額フローとストックが国・産業別にしか分類されていない。つまり、どの投資フローの主な動機が水平的か垂直的かはデータから判別できないため、直接投資額の統計を使った既存の実証研究では、経済統合が直接投資に与えるプラス効果とマイナス効果を足し合わせた総計の効果を推定している。

このような問題を踏まえて、地域経済統合が直接投資に与える効果を推定した実証研究を紹介していく。Levy Yeyati, Stein, and Daude (2002)は 1982 年から 1998 年の期間で、投資母国 20 ヶ国と投資受入国 60 ヶ国における二国間直接投資額ストックデータを整理して、二国間の組合せが 1200 組ある国・年別のパネルデータを作成している。なお、投資母国は OECD 加盟国に限定されるため、発展途上国間の直接投資は含まれない。投資母国  $i$ 、投資受入国  $j$ 、年次  $t$  に対して、以下の式を推定している。

$$\ln(1 + FDI_{ijt}) = \beta_0 + \beta_1 FTA_{ijt} + \beta_2 \ln GDP_{it} + \beta_3 \ln GDP_{jt} + \delta X'_{ijt} + \varepsilon_{ijt} \quad (6)$$

$FDI$  は投資受入国  $j$  における投資母国  $i$  の海外直接投資ストック額で、 $FTA$  は投資母国  $i$  と投資受入国  $j$  が地域貿易協定を締結している場合に 1 の値をとるダミー変数、 $GDP$  は投資母国・受入国それぞれの国民総生産額、そして、 $X$  は年次別ダミー変数や国別ペアのダミー変数を含む。

実証分析の焦点は  $\beta_1$  の推定値にある。つまり、この期間において地域貿易協定を結んでいる二国間の組合せにおける直接投資ストックは、地域貿易協定を結んでいない

二国間の組合せの直接投資ストックよりも統計的に大きいのか、を推定することである。そして、地域貿易協定の効果から直接投資に影響するその他の要因を分離するために、投資母国や投資受入国の市場規模効果や年次効果、また、観察できない二国間の固定効果を制御している。最小二乗法で得られた推定値によると、地域貿易協定を結んでいる二国間の直接投資ストックは平均的に 31.3 パーセント有意に大きいことが示されている。さらに、直接投資ストックの額がプラスの国にサンプルを限定した場合、平均的に 24 パーセント高い結果となっている。

上記の実証研究は、域内の直接投資に対する地域貿易協定の投資創出効果を示唆している。一方、地域貿易協定によって域内経済で生産・輸出する利点が域外経済の企業にとって高まり、域外からの直接投資が増えるかもしれない。その結果、地域貿易協定に参加しない近隣の経済から直接投資が逃げていき、投資転換効果が生まれる。Baltagi, Egger, and Pfaffermayr (2008)は第三国の影響による投資創出・転換効果を考慮して、ヨーロッパにおける地域貿易協定の効果を推定している。推定結果は、地域協定の直接的な効果によって対内直接投資ストックは 44 パーセント増加する。一方、第三国が地域貿易協定に参加すると、当該国の対内直接投資はマイナスの影響を受ける。つまり、ヨーロッパの地域貿易協定は投資創出効果も転換効果も生んでいることが分かる。

### **Box コラム： グローバルな投資自由化が日本企業に与える影響**

直接投資に対するコスト障壁が減少して企業活動のグローバル化が今後も進んだ場合、日本企業には一体どのような影響があるのだろうか？世界各国市場の投資環境の整備が進んできた結果、国境を越えて生産・販売活動を行う企業がますます増えてきている。世界中の多国籍企業のグローバル展開で競争環境は厳しさを増しつつある中、企業活動のグローバル化が日本企業の国内生産と海外生産に与える影響は、政策担当者および経済学者にとって重要な課題となっている。

こうした課題に答えるため Arita and Tanaka(2012)は、直接投資を考慮したグローバルな一般均衡理論モデルに基づいて、製造業企業の海外生産に対する投資障壁が世界中で 20%減少する仮想的な経済環境をシミュレーションした。各市場で海外企業に対する投資コストが減少した場合、各市場に対して 3 つの影響が考えられる。

- (1) 国内市場に新しく参入する外資企業（対内直接投資の増加）
- (2) 海外市場に新しく進出する国内企業（対外直接投資の増加）
- (3) 第三国から海外市場に新規参入する企業の競争効果（対外直接投資の間接効果）

上記の影響をモデルに考慮して 2006 年度データを使い、各国別に厚生効果の変化率、参入する日本企業数の変化率、そして、参入した日本企業の売上げの変化率をシミュレーションした。

表 4 世界の投資障壁が 20%減少した時のシミュレーション効果

| 国   | 参入する日本企業<br>数の変化率 (%) | 参入した日本企業の<br>売上の変化率 (%) | 厚生効果：<br>実質賃金の変化率 (%) |
|-----|-----------------------|-------------------------|-----------------------|
| 日本  | -3                    | -4                      | 1                     |
| 中国  | 65                    | 72                      | 25                    |
| 韓国  | 109                   | 89                      | 5                     |
| ドイツ | 98                    | 101                     | 9                     |
| 米国  | 98                    | 100                     | 7                     |

出所：Arita and Tanaka (2012)

表 4 は代表的な市場におけるシミュレーション結果を示している。例えば、日本市場では国内に新規参入する外資企業によって国内市場の競争が激化する。その結果、生産性の最も低い日本企業は市場から撤退して、日本企業の総数は 3 パーセント減少する。また、日本市場における日本企業の売上げは 4 パーセント減る。しかしながら、新規参入する生産性の高い外資企業によって日本の実質賃金は上昇し、厚生効果は 1 パーセント上昇している。一方、海外市場を見ると、例えば中国に新しく進出する日本企業数は 65 パーセント増加して、日本企業の売上げは 72 パーセント増加している。すでに多くの日本企業が進出している中国では、海外生産の増加率はやや低いものの、対内直接投資の絶対額の増加率が高いため、厚生効果は 25 パーセント増加している。

上記の結果から 2 つの政策インプリケーションが考察できる。第一に、自由貿易協定や経済連携協定などの政策ツールで海外市場の投資環境が改善されれば、日本企業の海外進出は活発化し、さらに海外売上げも増加すると期待される。第二に、生産性の高い外資企業を誘致することで日本経済に対する厚生効果はプラスとなるが、外資企業に対する日本の投資障壁を大きく改善しなければ、厚生効果の十分な増加は見込めないであろう。

#### 4. 結び

本章では東アジア経済統合と海外直接投資の関係を理解するために、データを用いて東アジアにおける直接投資の特徴を描き、経済理論に基づいて経済統合が直接投資に与える影響を議論してきた。本章で残された課題としては、今後も東アジアにおいて直接投資が活発になっていった場合、東アジア経済に直接投資が与える影響や、東アジアに対する政策的インプリケーションが挙げられる。また、投資母国と投資受入国に対する直接投資の効果を分析して、東アジア統合が日本経済にとってどのような政策インプリケーションを持つのか検討して行きたい。

残された課題の中で、経済統合が直接投資を通して労働市場や生産市場にどのよう

な影響を与えるのか、重要なトピックである。例えば、経済統合した A・B 国で直接投資が増えると投資母国と投資受入国にどのような影響があるのか？仮定として A・B 国の熟練・非熟練労働者の供給が異なる場合、垂直型投資が起こりやすく雇用と賃金に対する影響が大きいであろう。その結果、投資母国で熟練労働者の雇用・賃金が増加して、投資受入国で非熟練労働者の雇用・賃金が増加するであろう。日本に対するインプリケーションとしては、日本から東アジア向けは垂直型投資が多いはず（日本は投資母国）で、日本国内では熟練労働者への雇用と賃金が比較的上昇して、東アジアでは非熟練労働者への雇用と賃金は比較的增加していくだろう。

一方、生産市場では直接投資の投資受入れ国の国内産業に対する効果が重要な課題である。例えば、外資企業の参入によって技術的スピルオーバー効果やクラウディングアウト効果が生まれる。それに対して、外資を誘致すべきかという政策課題は、全体的なスピルオーバー効果に依存するし、また、どのように誘致すべきかという政策課題も残されている。直接投資による経済的利益を最大化するためには、外資企業からの正のスピルオーバー効果が高い産業や地域を特定する必要がある。

## 参考文献

（日本語）

石川幸一（2010）『ASEAN 包括的投資協定の概要と意義』季刊国際貿易と投資 Spring No.79

経済産業省『第 26 回および第 38 回海外事業活動基本調査』

ジェトロセンサー（2011）『特集：アジアのビジネス環境総点検』6月号、11月号

渡邊頼純監修、外務省経済局 EPA 交渉チーム（2007）『解説 FTA・EPA 交渉』日本経済評論社

（英語）

Arita, S. and Tanaka, K. 2012. "Heterogeneous Multinational Firms and Productivity Gains from Falling FDI Barriers." *IDE Discussion Paper No. 324*.

Baltagi, B., Egger, P. and Pfaffermayr, M. 2008. "Estimating Regional Trade Agreement Effects on FDI in an Interdependent World", *Journal of Econometrics* 145, 194-208.

Brainard, S. L. 1997. "An Empirical Assessment of Proximity-Concentration Trade-off between Multinational Sales and Trade." *American Economic Review*, 87:4, pp. 520-44.

Helpman, E. 1984. "A Simple Theory of International Trade with Multinational Corporations." *Journal of Political Economy*, 92:3, pp. 451-71.

Helpman, E. and P. R. Krugman. 1985. *Market structure and foreign trade: increasing returns, imperfect competition, and the international economy*. Cambridge, Mass. MIT Press.

- Jarvis, D. 2011. "Foreign Direct Investment and Investment Liberalization in Asia: Assessing ASEAN's Initiatives." Forthcoming in *Australian Journal of International Affairs*
- Levy Yeyati, E., Stein, E. and Daude, C., 2002. "Regional Integration and the Location of FDI", Inter-American Development Bank, mimeo.
- Markusen, J. R. 1984. "Multinationals, Multi-plant Economies, and the Gains from Trade." *Journal of International Economics*, 16:3-4, pp. 205-26.
- Markusen, J. R. 2002. *Multinational firms and the theory of international trade*. Cambridge, Mass.: MIT Press.
- World Bank Group. 2010. "Investing Across Borders", Washington D.C.